2026
令和8年
11/1

学びでわたしも社会も豊かになる

西東京市 公民館だより
KOUMINKAN DAYORI

編集 公民館だより編集室　発行 西東京市公民館　毎月第4月曜日は休館日です　通算 306号

講座の詳細・申込は市ホームページをご活用ください！

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

柳沢公民館　柳沢1-15-1　☎042-464-8211　kouminkan@city.nishitokyo.lg.jp
田無公民館　南町5-6-11　☎042-461-1170　tana-kou@city.nishitokyo.lg.jp
芝久保公民館　芝久保町5-4-48　☎042-461-9825　shiba-kou@city.nishitokyo.lg.jp
谷戸公民館　谷戸町1-17-2　☎042-421-3855　yato-kou@city.nishitokyo.lg.jp
ひばりが丘公民館　ひばりが丘2-3-4　☎042-424-3011　hibari-kou@city.nishitokyo.lg.jp
保谷駅前公民館　東町3-14-30　☎042-421-1125　ekimae-kou@city.nishitokyo.lg.jp

木村草太さんと憲法を語ろう

9月5日に谷戸公民館で行われた青年向け（中学生～30歳代）講座「木村草太さんと憲法を語ろう」の実施後、木村さんにお話を伺いました。


撮影：八田政玄

木村草太（きむら・そうた）
東京大学法学部卒。東京都立大学准教授。朝日新聞論壇委員等を歴任。主な著書に『憲法の急所（第2版）』（羽鳥書店）、『ほとんど憲法』（河出書房新社）など。

憲法学者の仕事とは？

世の中には困っている人が尽きません。それらをひとつひとつ考えていくと、仕事になっていくという感覚です。困っている人を直接手助けするかというと、法律家はちょっと違います。法の解釈を見直したり、制度や法を変えたりすることを提案する。そして少しでも困っている人が減るようなルールを作っていくことが法律家の仕事と考えています。

ただ法学者は権力に近いという側面もあります。立法府や裁判所のお手伝いなど、権力に限りなく近いところで仕事をする人も多く、その距離感が非常に難しい。例えば役所の都合や国会の都合でアイデアを出すのが法学者の仕事となる場合があります。官僚や国会議員も良いことをしようと思って活動しているのですが、場合によっては正義に反していたり、差別が背後にあったりすることもあります。そのとき「それは絶対だめですよ」と言わなくてはならない。すると役所や国会の主流とズレが生じます。そこで自分の言わなければいけないことを貫けるかということになります。貫こうとすると排除される場合もあるので、自分の影響力を残しながら最低限のことをした方がいいのではないかと考える人もいます。一方で筋が通せないのなら辞めるしかないと考える人もいます。

国民主権と民主主義の関係性

デモクラシー（民主主義）は、古代ギリシャで発展した政治決定のひとつの形です。公開の討論を経て透明性の高い決定を作り出そうというものです。

国民主権は、フランスの絶対王政への反動がきっかけで生まれました。「君主主権」という概念をフランス革命の時に打ち壊すため「国民こそが主権を持っている」とスローガンを掲げたのです。すなわち「国民主権」は「君主主権」の否定形であって、実は民主主義とは直接の関係はないのです。「国民主権」を民主主義として訴える場合の「国民」とは、「国民」の作り方を民主的にしようという発想だと考えます。つまり何を「国民」と呼ぶかによっていろんな「国民主権」になりうるわけです。例えばナチスのヒトラー政権下でも「指導者の言葉こそが国民の声だ」ということにしてしまえば国民主権という言葉は使えますし、「透明性の高い公開の討論を経た上で、主権者としての国民は立ちとになります。日本国憲法は、民主的な手続きで決められたことこそが「国民」の意思なのだと考えています。そのため「国民主権」と「民主主義」はイコールとして語られることが多いのです。

そこで自分の言わなければいけないことを貫けるかということになります

選択的夫婦別姓制度について

夫婦別姓に反対する理由の一つは、制度を取り入れた場合、いま同一姓である夫婦からも別姓にしたいという希望が出され、子どもの姓をどうするかという問題が発生します。現在でも多くの家庭では主に母親が子どもの面倒をみていて、子どもが選択するときに「お母さんの姓がいい」というケースは多いと予想されます。父親の抑圧下にある家庭の場合は特に、荒れる可能性が出てきます。「賛成できますかそんな制度に」と。でもそんな理由は表向きには言えません。「うちの妻がそんなこと言い出したら嫌だから」とか「俺、妻と子どもに嫌われてるから別氏にされちゃうよ」とか、表では言えない理由が隠れている場合があるわけです。まったくの自分事として反対しているのですが、恥ずかしいから本音が言えないんです。だから明治以降に作られた制度なのに日本の歴史とか伝統とか、もっともらしく聞こえる理屈に飛びつくわけです。

つまり制度に反対する人にとっては、それで投票行動が決まるくらいの熱心さがありますが、賛成する人の多くは実生活に支障をきたすわけではないので、投票先が変わるほどの問題になっていないということです。これは世論調査だけでは測れない部分であり、投票行動を表す問題であるかについても併せて聞く必要があると思います。

「憲法」という言葉が持つ意味

「憲法」という言葉は、日本の政治の中で非常に特殊な文脈を持ってしまいました。私が研究している憲法と、政界で語られている憲法は全然違うものという感じがします。「憲法改正に賛成か反対か」ということが政治家の立場を分けるための道具のようになってしまっています。でも憲法にはいろんな規定がありますから「この改正には賛成だが、こちらには反対」といった議論が普通なのです。ところが「改正するのか、しないのか」というひとつの軸で話が進んでしまうと、人権についてどう考えるのか、議会の手続きをどうするのかといった本来の「憲法」の問題が見えなくなってしまう。例えば今回の講座も「憲法講座」と正面から謳うより「表現の自由について考えよう」や「プライバシーを守るためには」といった触れ込みから、憲法について考えるような形を取ってもいいかもしれませんね。

日本も戦争に？平和主義と憲法

平和や戦争の問題は「憲法」だけで考えるものではないと思っています。「主権国家」が併存する仕組みから考えれば「主権国家」同士の戦争の可能性は常に存在します。今のシステム上、戦争の可能性そのものをゼロにすることは難しい。戦争は起こり得るものとして、それで投票行動が決まるくらいの熱心さがありますが、賛成する人の多くは実生活に支障をきたすわけではないので、投票先が変わるほどの問題になっていないということです。これは世論調査だけでは測れない部分であり、投票行動を表す問題であるかについても併せて聞く必要があると思います。

「国民主権」は「君主主権」の否定形であって、実は「民主主義」とは直接の関係はないのです

教育機関である公民館に期待すること

法律学者としても「集会」は重要です。人が集まり、考えや目的を共有することはすごく大事だと思います。こうした場所がなければ集まること自体が難しくなってしまう。人が自由に活動でき、公民館側はその場所をしっかり保障する。そのために職員は自分たちがどのような専門知識や技術を持っているのかを深く理解しておく必要があると思います。政治的な理由で介入されてその仕事が変わってしまえば、教育が政治の道具になってしまい、公民館の存在そのものが失われる可能性もあります。公民館のような場所が政治から独立していることはとても重要だと思います。

外国人住民と憲法の関係

「国家」という枠組みでいうと、外国籍の人は日本国憲法の主体ということにはなりません。日本国民と外国人には法律上の決定的な違いがあります。しかし基本的人権の国際人権法上の主体です。それは無条件で守られなければなりません。例えば「子どもの権利条約」のように日本が批准している条約に基づいて西東京市が「子ども条例」を制定したように、国際的なルール、国の法律、さらに自治体の条例と言った複数のレベルで人権を保障していくことが大切と考えます。

忙しい中、快くインタビューに応じていただきました。「憲法」を一元的にとらえるのではなく、歴史的に、哲学的に、多面的に、現実の問題としてとらえることが大切なのだと感じたインタビューでした。



講座参加者の感想

- 国民主権というのは、国民一人一人ではなく、擬人化された手続きで、法人に近い概念ということを知った。
- 何をもって「平等」「差別」というのかの定義が難しかった。
- 結婚しなくても子どもを産み育てることはできるのだから、夫婦別姓にしたい夫婦は無理に結婚という形にとらわれないという選択もあるのではと思った。しかし結婚を選択する場合、どちらかが必ず姓を変更して負担を負わなければならない制度は不平等だと感じた。
- 漠然とした「平和」という言葉が自分の生活と地続きになっていると感じた。

電話での申込は、平日9時～17時。対 の記載のない講座は、市内在住、在勤、在学者が対象です。
申込フォームは、市ホームページ（右上のQRコード）から、各講座のページ内をご参照ください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。